

フランスで出版された画集の日本への輸入・販売の可否
「レオナール・ツグハル・フジタの生涯と作品」事件

田村善之

[*110]

東京地裁昭和 62 年 11 月 27 日決定

(昭和 62 年(ヨ)第 2555 号藤田君代対株式会社日本美術出版, 仮処分申請事件)

判例時報 1269 号 136 頁

(参照条文) 著作権法 113 条 1 項 1 号・2 号, 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約 5 条 2 項

(事実) 本件事案の概要は本決定自体からは明らかではない部分があるが, 判例時報の解説および後述する関連事件に対するフランスの裁判所の判決の認定によれば, 以下のような事案であったもようである。X(債権者)は, 昭和 43 年に没したフランス国籍の著名な洋画家 A の妻であり, A の著作物の著作権を相続により取得している。Y(債務者)は, A の作品 1180 点(以下, 本件著作物)(そのうち, A が日本国籍を有している間に著作したものが 80 点, その余は A がフランス国籍を取得したあとで著作したもの)を複製掲載したうえでフランス人である B 夫妻が著作し, フランスの出版社 C が出版した邦題「レオナール・ツグハル・フジタの生涯と作品」と題する書籍(本件書籍)を輸入し, その販売を開始した。X は, A の著作物に関する日本における著作権を有しているところ, Y の本件書籍の輸入販売行為はその著作権を侵害するものであると主張して, 回復しがたい損害を防ぐために本件書籍の輸入および販売の禁止を求める仮処分を申請した。これに対し, Y は, 本件書籍に関しては, フランス国内で X と B 夫妻および C 出版社との間で出版の可否を巡って訴訟が係属し, ナンテール大審裁判所で本件書籍に A の作品の複製画の挿入を許可する旨の判決がなされ, 同判決はベルサイユ控訴院においても維持され(コピライト 318 号(1987 年)7110 頁に翻訳がある), 確定しており, 右フランスの判決は, 日本の民事訴訟法[*111]200 条により, 日本においても承認されるべきであるから, X は日本においても本件書籍の出版販売を受忍すべき義務があると主張して, 申請の却下を求めた。

(決定要旨) 裁判所は, X の申請を相当と認め, 保証をたてさせた上で, Y は本件書籍を輸入し販売してはならず, 本件書籍は東京地方裁判所執行官の保管とする旨, 決定した。

(評釈) 結論に賛成。

一 物理的な限定のある有体物の使用収益を排他権の客体とする所有権においては, 複数人間が同時に単独で排他的に使用収益するという事態を想定することは物理的には不可能である。しかし, 著作権に関しては, 所有権と同じく排他権とされているが, それは法律によって権利者の許諾なく著作物を利用する行為が禁止されるという制度が敷かれているた

めに、その結果として著作物を利用する排他的な権限が作出されているということなのであって、著作物が物理的な限定をもったものではないということに変わりはなく、法的にはともかく物理的には複数の人間が同時に複数の場所で著作物を利用することが可能である。したがって、法制度の規律の仕方によっては、たとえば、フランス法上の著作権はフランス国内における著作物の利用行為に関する排他権を作出しており、日本法上の著作権は日本国内における著作物の利用行為に関する排他権を作出しているのだと扱うときには、フランス法上の著作権と日本法上の著作権の所在が相異なる人間に帰属したとしても、抵触が存在しないような制度となりうるのである。

この問題に関しては、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 5 条 2 項が規律している。同項は、著作権に基づく権利の行使は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる旨、定めている。同項にいう保護が要求されている国の意味について、元永和彦「著作権の国際的な保護と国際私法」ジュリスト 938 号(1989 年)58～59 頁は、これを法廷地国と読み、同項は法廷地法を準拠法とすると解釈する。しかし、同文献が指摘するように、利用地ではなく法廷地の著作権法を適用するとすると、著作権の保護の態様が国により異なる場合には耐えがたい支障が生じることを免れえない。たとえば、条約 7 条 8 項によって、5 条 2 項と同じく保護が要求される同盟国の法令による旨、定められている保護期間に関して例を挙げてみよう。ドイツ法上、著作権の存続期間は著作者の死後 70 年であるが、ドイツで最初に発行された著作物につきドイツ法上著作権の存続期間が未だ満了していない著作者死後 60 年の段階で日本企業がドイツ国内で無断複製した後に、当該企業がドイツにある財産をすべて引き上げてしまったので、著作権者が日本を法廷地として侵害訴訟を提起した場合には、存続期間が著作者死後 50 年と短い日本法が適用されて著作権非侵害とされることになる(元永・前掲が指摘する例である)。あるいは、その逆に、著作権が期間満了により消滅した日本国内において著作物を利用した者が、その行為につきドイツにて侵害訴訟を提起された場合には著作権侵害とされてしまうことになる。どこの国が法廷地とされるのかということは後発的に決定される問題であり、著作物を利用する時点では確定的に判明しているわけではないから、このような扱いは著作権者あるいは著作物の利用者に対して適用法を予測することを困難とならしめ、もって権利の実行あるいは著作物の利用を阻害するおそれがある。保護国法を法廷地国の法と解した場合のこの不都合を回避するために、元永・前掲は、条約 5 条 2 項等という法廷地法には法廷地の国際私法を含むと解すべきである、すなわち、右の例では日本においては法例 11 条 1 項が適用されて行為地たるドイツ法が適用されることになる、と説く。結論は正当であるが、このような迂路を通るのではなく、ベルヌ条約 3 条 2 項の保護が要求されている国とは、著作物の利用行為に対する保護が要求されている国であると読んだうえで、同項は著作物の利用地の国の法律が適用されると規定していると解すれば足りるのであろう(なお、参照、木棚照一・国際工業所有権法の研究(1989 年・日本評論社)142～147 頁・178～190 頁)。このような解釈を採用する結果、あたかも特許権等の工業所有権と同様、フランス国内においてはフランスの著作権が、日本国内においては日本の著作権が

各々別個に存在することになる。ちなみに、この各国著作権法が適用されるべき地域的範囲に関する問題と、条約 3 条 1 項の保護される者の範囲や条約 5 条 1 項の内国民待遇の問題とは論理的に区別されるべき問題であり、両者を混淆してはならない。後二者は、問題になっている著作物の利用行為に対して適用されるべき著作権法が決定した場合に、その著作物がその法による保護を受けるのかどうか、あるいはどの程度の保護を受けうるのかどうかという問題を扱うに過ぎず、問題になっている利用行為に対して適用されるべき法律を決定するのはあくまで条約 5 条 2 項である。

このような解釈を採用する場合には、たとえばフランスの裁判所において甲から乙へ著作権の承継を認める判決が下された場合であっても、その判決を承認すれば、つねに日本の裁判所も甲から乙への日本国内における著作権の承継を認めなければならないというようにはならない。なお、外国判決の承認において判決[*112]効の範囲等の問題を当該外国の手続法に委ねるのか、それとも日本の手続法で規律するのかということに関しては議論があるが(高田裕成・青山善充 = 澤木敬郎編・国際民事訴訟法の理論(1987 年・有斐閣)365 ~ 402 頁)、以下では専ら説明の便宜上とりあえず日本法の用語を使用すると、まず訴訟物のレベルにおいてフランスの判決の対象となった著作権はどの国の著作権であるのかを吟味しなければならず、これがフランスの著作権のみであったということになると、既判力のレベルではこの事例において外国判決の承認に関する問題は生じないことになる。ついで理由中の判断に対する効力を認める場合には、フランスの判決の結論に至る理由において承継原因が相続等の一般承継によるのか、それとも譲渡等の特別原因であるのか、さらに後者の場合にはフランスの著作権のみを対象とする譲渡契約が認定されているのか、それとも日本の著作権をも含む譲渡契約が認定されているのか、等々が問題となることになる(これらの事情は請求原因を特定する事実となることもありえ、そのような場合には、これらの事情の如何によっては、前記訴訟物のレベルの問題としてフランスの著作権ばかりではなく日本の著作権も訴訟物となっていると判断されることもありうることはもちろんである)。

二 本決定において X は日本の著作権を主張している。他方、問題とされたフランスの判決は、著作者の死後、著作者の公表権を行使する者が公表権および利用権を濫用することを防ぐために、裁判所が適切な処置を講ずることができる旨規定するフランス著作権法第 20 条に基づき、X のこれらの権利の行使を濫用と解している。(フランス著作権法 20 条を一般的に解説する邦語文献として、クロード・コロンベ著 = 宮澤溥明訳・著作権と隣接権(1990 年・第一書房)193 ~ 195 頁・207 頁)規定の体裁上は、この条文が、フランスの裁判所に対して、フランスにおける公表権や利用権ばかりでなく、他国の著作権にまでもこのような形式的な介入措置を講じることができる旨まで定めているとは解しがたいものがある。また、この規定自体の抽象的な解釈は別として、本件フランス判決が具体的に対象にしている行為は、フランスにおける A と C の出版行為でしかなく、したがって少なくとも本件フランス判決に関して言えば、判決の対象はあくまでフランスの権利なのであって、日本の著作権ではない。結論として、判決の対象というレベルでは、日本の本件事件に対してかりに日本の裁判所がなにがしかの裁

判を下したところで、何らフランスの判決とは抵触しないということになる(ただし、X は全ての国における出版行為を禁止する旨、控訴にて主張しているが、判決は何らこれを顧慮していない。日本流に厳密に言えば、判断の脱漏があるということになるのかもしれないが、いずれにせよこの部分についてまで判決を承認すべきではなからう)。

また、たとえ判決の理由中の判断に拘束力を認めるとしても、フランスの著作権を権利濫用とする判断をもって、ただちに本決定で問題となっている日本の著作権を権利濫用とする判断に結びつけなければならなくなるというように論理必然的に流れるものではなからう。フランス著作権法 20 条の公表権と利用権の行使の濫用の判断基準としては、著作者が著作物の公表に関し生前どのような意思を有していたかが重要であり、その意思に反する場合に濫用になるとされているようであり(コロンベ・前掲書 194 ~ 195 頁参照)、現に控訴院の判決もこれを判断要素としている。しかし、我が国の著作権法の解釈としては、本件の X のように著作者の死後に著作者人格権ではなく著作権を行使する場合において、著作権者ではなく著作者の意図を権利濫用の判断に際して考慮することは、理論的に困難がある。たとえば、著作者が存命中に著作権が譲渡された場合、著作権者の著作権の権利行使が契約もないのに著作者の意図によって権利濫用とされるのでは、著作者人格権とは別個に著作権を認め、後者のみの移転を認めている制度の趣旨と対立するであろう。したがって、著作者の意図によって著作権の権利行使を濫用とすることはできず、この関係が著作者が死亡したからといって突然変更されるというわけにはなるまい。このようにフランス法 20 条と日本法上の著作権の権利濫用の判断基準が異なると解される以上、フランス法 20 条の公表権と利用権の権利行使に対するフランスの判決の権利濫用との判断をもって、ただちに我が国の著作権に対する権利濫用の判断に代えたり、直結させたりすることは困難ではないかとおもわれる。

なお、フランスの大審裁判所の判決も控訴院の判決もともに右結論に到達するに当たって、現在フランスに A 画伯の作品に関する出版物が皆無であることを重視しており、とくに控訴院は本件著作物の出版がフランス文化に対して有益であるという事情を判断要素に加えている。この事情は、そのような出版に A が生前同意したであろうという推測を肯定するために用いられているように読めるが、かりに、このように著作者の意図を推測するという枠組みの中で間接的に考慮するという文脈を越えて、フランス著作権法 20 条の権利濫用の判断に当たって、権利行使の対象の著作物の文化的価値を直接考慮してよいのだということになると、同条はフランスの文化の発展に資することを主要な目的の一とする制度であるということになる。もしそうだとすれば、このようなフランスの文化を振興す[*113]る制度のために、日本国内における著作権の権利行使が左右されるはずはないということになる。かりにそうではなかったとしても、フランスにおける A の著作物の出版事情と日本におけるそれとが異なりうるということも踏まえておかねばならないであろう。

以上より、外国判決の承認の際の手法の問題について前記のどの立場を採用しようとも、日本の著作権を問題とする本件と右フランスの判決の関係において外国判決の承認の問題は生じないように思われる。

三 したがって、本件では、純粋に日本の著作権法の解釈として、X がその著作権に基づいて Y の本件書籍の輸入を差し止めることができるかどうかということを判断すれば足りることになる。本件著作物は、A が日本国籍を有していた時に創作した著作物については著作権法 6 条 1 号により、また、A がフランス国籍を取得した後に創作した著作物については著作権法 6 条 3 号およびベルヌ条約 3 条 1 項により、日本の著作権の保護を受けることになり、現在は著作者 A の相続人である X がその権利を有することに疑いはない。そして、Y の本件著作物の複製行為はもとよりフランス国内にて行われているから日本の著作権法の問題ではないが（前記ベルヌ条約 5 条 2 項）、この複製物を日本国内にて頒布目的で輸入する行為に関しては著作権法 113 条 1 項 1 号が適用されることになる。

同号は、外国における複製行為に関しては日本著作権法の規律が及ばないのではあるけれども、外国における複製物が日本に輸入される場合には、その分、日本国内における複製物の個数が増加し、その意味で日本国内にて複製されたのと同様の効果が生じることに鑑み、その輸入を差し止めることを可能とするために設けられた規定である。同号は、著作物が、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権等の侵害となるべき行為によって作成されたものであることを要件としている。どのような場合にこの要件に該当するかということについては未だに議論の集積がないが、とりあえず本件においては以下のように考えるべきであろう。本件著作物は X の許諾無く複製されたものであり、もっぱら前記のフランスの判決によってフランス国内における複製行為が認められたものである。本件にはこのフランスの判決の効力が影響するわけではなく、よって外国判決の承認の可否の問題が生じないとすれば、ここでは純粋に日本著作権法 113 条の解釈としてこのようなフランスの判決によって複製が認められたということをどのように判断すべきかという問題設定を行うことになる。その際には、フランスの判決がフランス著作権法 20 条という日本には相応するものがない規定に基づいていることを斟酌しなければならない。そのような規定に基づいて作成された複製物が、フランス国内であればともかく、日本の国内にまで輸入することを認めるならば、日本国内においてフランス著作権法 20 条のような規定を置かずして著作権者を保護している日本著作権法の趣旨が潜脱されることとなろう。したがって、このような場合には、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作権等の侵害となるべき行為によって作成されたものである、と解すべきである。結論として、Y の本件書籍の輸入行為は著作権法 113 条 1 項 1 号により、またこれを国内において頒布する行為は同項二号により著作権侵害とみなされると考える。

最後に、X の著作権の行使が権利濫用とにならないのかという問題がある。しかし、著作権法は著作者の死後 50 年という存続期間を区切って著作権者に著作物の利用に関する排他権を認めている。存続期間を設けた趣旨は、著作物に対する公共の需要に鑑み、50 年経過後は誰でも著作物を利用することは自由であると定めたものと解される。逆にいえば、50 年経過前は公益よりも著作権者の利益を重んじて、排他権を設定したのであるから、著作物に対する公共の需要のみをもって軽々しく権利濫用を説くことは法の趣旨に反することになる。もちろん、著作権法が著作者の死後 50 年間、著作権者に排他権を認めた趣旨はその間の著作

権者の経済的利益を保障する趣旨であるから、これだけの保護期間を与えられていることに報いるに足りる対価が提供されている場合には別論であろう。そのうえで、Aの著作物に対する需要が大きいところ、国内に複製物がほとんど存在せず、展示も十分に行われていないなどの事情がある場合には、あるいは権利濫用を問題にする余地も生じうるのかも知れない。しかし、本決定ではそのような事情について立ち入った認定をなしていないので、この問題についてこれ以上の論評は控えることとしたい。

なお、本判決の評釈として、久々湊伸一・ジュリスト935号(1989年)268頁がある。